

第1章 美しく暮らしよい環境創造都市

第1節 計画的土地利用と都市核の形成

1. 計画的な土地利用

■現況と課題

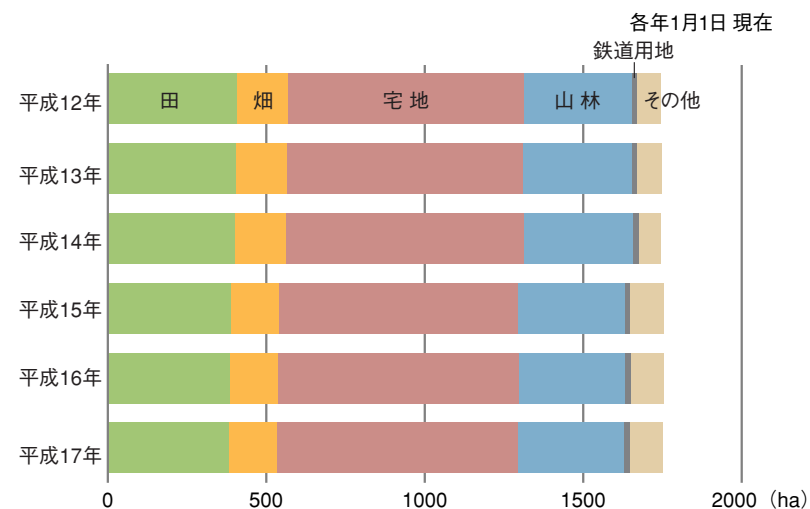
市民が快適に暮らすことができ、将来にわたって住み続けたいまちをつくるには、人と環境に優しい、計画的な土地利用が必要です。

現状の土地利用は、鉄道駅を中心に市街化が進み、市街化されていない平野部や丘陵部は農地として、また、山間部は山林として、ほぼ立地条件に応じた土地利用がなされていますが、鉄道から離れたミニ開発の住宅団地や鉄道駅近くの農地も一部に見られます。臨海部の二色の浜産業団地*は、近年、企業立地が進

み、空闲地はほぼなくなりつつありますが、一方で、内陸部の大規模工場跡地などの一部に未利用地が残っていることから、今後も計画的な土地利用を促進する必要があります。

今後の土地利用の方向として、立地条件や交通体系を活かした、人と環境に優しい都市計画を基本に、市街化区域内農地の宅地化など新たな市街地の形成にあたっては、適切な開発の誘導により計画的な市街地開発を促す必要があります。開発の誘導においては、民間活力を適切に活用し、日常生活圏における地域核の形成や良好な市街地形成を促進していくことが求められています。

● 地目別課税状況(面積)



	田	畑	宅地	山林	鉄道用地	その他
平成12年	407 23.3%	161 9.2%	743 42.6%	341 19.5%	18 1.0%	75 4.3%
平成13年	402 23.0%	161 9.2%	746 42.7%	343 19.6%	18 1.0%	76 4.4%
平成14年	399 22.9%	162 9.3%	753 43.1%	343 19.6%	18 1.0%	71 4.1%
平成15年	387 22.1%	154 8.8%	754 43.0%	335 19.1%	18 1.0%	105 6.0%
平成16年	384 21.9%	154 8.8%	759 43.2%	334 19.0%	18 1.0%	106 6.0%
平成17年	381 21.8%	154 8.8%	760 43.4%	334 19.1%	18 1.0%	106 5.9%

■めざす方向

人と環境にやさしいまちづくりをめざして、計画的な土地利用とともに、民間活力を活用しながら、日常生活の中心となる地域核の形成や良好な開発の誘導を図ります。

■基本計画

(1)人と環境に優しい土地利用

①計画的な土地利用の推進

環境に配慮した暮らしやすいまちづくりを進めるため、臨海都市ゾーン、田園・丘陵市街地ゾーン、山麓・林間交流ゾーンの方向性に沿った土地利用とともに、南海貝塚駅周辺の活性化による都心の形成や、おもな鉄道駅周辺における地域核など、都市核の形成を促進します。

②交通体系と地域環境に整合する土地利用

鉄道駅に近く、日常生活圏の中心となる地域は、良好な都市基盤の集積を促進するとともに、高度利用も可能なように都市計画の見直しも視野に入れながらまちづくりを推進します。

鉄道駅近辺の市街化調整区域について

は、計画的な市街化区域への編入も視野に入れた検討を行います。

丘陵部に残された緑地を含む、市街地から離れた農地や山林などの市街化調整区域は、引き続き開発を抑制し、農林業の振興と自然環境の保全を図ります。

(2)民間活力の活用

①地域核の形成

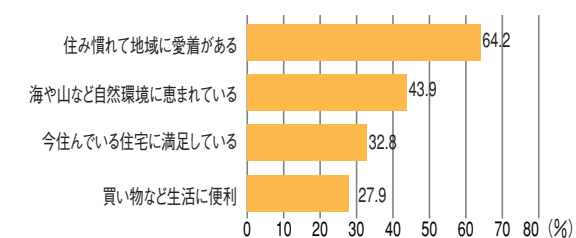
民間開発に対する適切な規制・誘導により、鉄道駅周辺において、魅力的な住宅や商業施設など、日常生活圏の地域核となりうる都市機能の整備を促進します。

②良好な開発の誘導

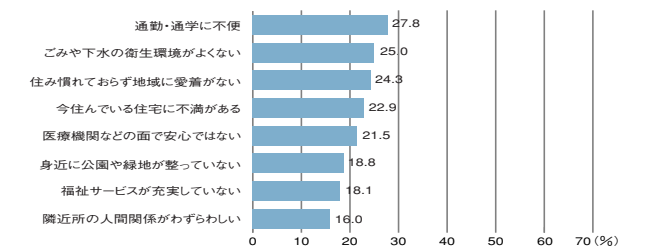
既成市街地内の工場跡地などを利用した大規模開発については、開発事業者との協議のもと、良好な開発を促し、市街地環境の改善を図ります。

JR和泉橋本駅東側など、鉄道駅近辺の市街化調整区域を市街化区域に編入する場合にあっては、公共交通機関の利用を促進する地域核として位置づけ、環境に配慮した都市基盤整備を促進します。

● 市民アンケートの結果(平成15年実施、以下同じ)
住み続けたい理由(複数回答)件数=1090



住み続けたくない理由(複数回答)件数=144



2. 公共交通などの交通基盤の整備

■現況と課題

【公共交通システムの充実】

本市の公共交通は、都市間鉄道である南海本線、JR阪和線とともに、市域内の骨格を形成する水間鉄道によって鉄道網が構成され、鉄道駅と市内を結ぶ交通機関として路線バスなどが運行されています。一方、本市の鉄道利用

率は周辺市町と比べても高くはなく、路線バスとともに利用者数は減少傾向にあります。交通渋滞や環境への影響など、多様な都市・交通問題を解決するために、自家用車の利用から公共交通や自転車などの適切な交通手段への転換が求められています。

このため、駅などのバリアフリー化や、自転車・バイクなど個人の移動手段との乗り継ぎの



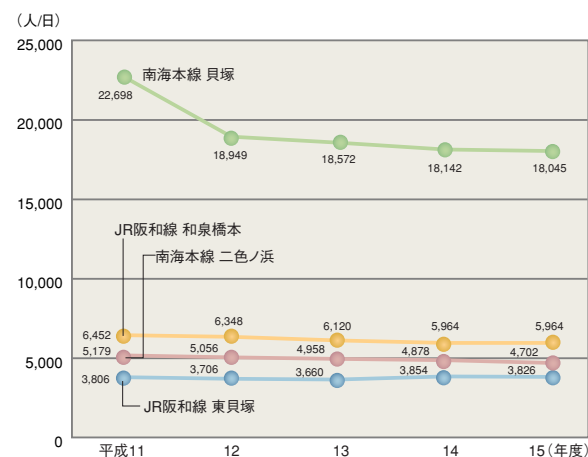
水間鉄道

● 泉南地域における市町別出勤発生交通の鉄道利用率

市町	貝塚市	岸和田市	熊取市	泉佐野市	田尻市	泉南市	阪南市	岬町
利用率	27.8%	27.6%	33.8%	29.3%	29.2%	31.7%	38.8%	37.7%

資料：パーソントリップ調査（H12年度実施）

● 鉄道駅別乗降人員



水間鉄道の駅別乗降人員

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
貝塚	3,391	3,215	2,905	2,624	2,391
貝塚市役所前	296	285	282	260	246
近義の里	304	281	272	264	249
石才	694	687	686	629	621
清見	1,966	1,894	1,880	1,839	1,856
名越	714	679	634	567	521
森	745	738	692	648	608
三ツ松	452	436	471	448	468
三ヶ山	234	236	227	211	191
水間	2,318	2,201	2,083	1,931	1,843

資料：都市交通年報

円滑化、公共交通機関相互の連携強化など、公共交通の多様な利用促進策を講じる必要があります。市民アンケートでも、生活環境で「バスの便利さ」への評価が最も低く、福祉型コミュニティバス*を含めた路線の再編や充実が求められています。また、市民の環境に対する意識も高まってきていることから、公共交通機関の利用促進及び渋滞対策として、パーク&ライド*駐車場やレンタサイクルの充実とともに、利用促進につながる情報の提供など、市民の行動を促す積極的な取り組みが必要です。

● 福祉型コミュニティバスの利用状況

年度	海手コース		山手コース		合計
	一般	車椅子	一般	車椅子	
平成16年度	19,362	18	19,455	1	38,836

【港湾】

本市北部から忠岡町にかけての阪南港は、重要港湾*として位置付けられています。

近年、貝塚地区の港湾整備に伴って港湾機能の強化が図られており、今後一層の利用促進が求められています。

■めざす方向

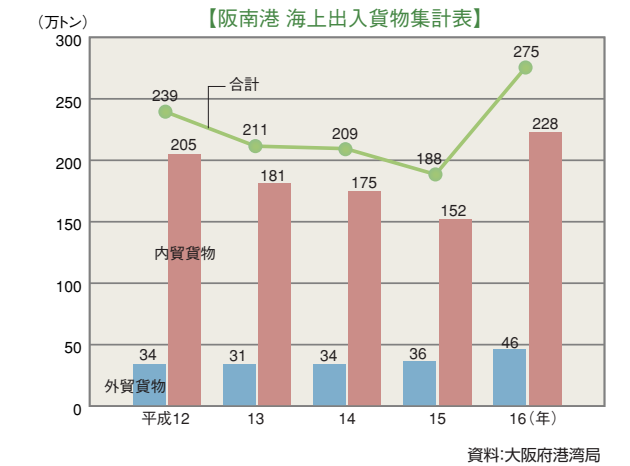
環境に優しい移動手段である公共交通機関の活性化をめざして、駅周辺の環境整備や利便性の向上を図ります。また、海上交通の振興をめざして、港湾機能の充実を図ります。

● 阪南港の入港船舶の推移

年度	隻数			総トン数		
	外航船	内航船	計	外航船	内航船	計
平成12年	100	8,968	9,068	60	128	188
平成13年	82	8,834	8,916	59	116	176
平成14年	104	8,878	8,982	70	115	185
平成15年	99	8,480	8,579	64	102	166
平成16年	126	8,674	8,800	70	257	326

資料：大阪府港湾局

● 阪南港の取扱貨物量の推移



■基本計画

(1) 公共交通システムの充実

① 公共交通機関の利用促進

鉄道駅、バス停については、障害者や高齢者をはじめ誰もが利用しやすいように、段差解消、スロープ・エレベーターの設置、わかりやすい表示などの改良を関係機関と協力して推進します。

駅前広場及び周辺道路の整備を図るとともに、駅近辺での駐車場の供給を促し、公共交通機関の利用を促進します。

水間鉄道への自転車持込の拡大や、安価で利用しやすいレンタサイクルの整備・充実を関係機関とともに検討し、自転車と鉄道がともに利用しやすい環境整備に努めます。

福祉型コミュニティバスについては、役割に応じた運行路線やダイヤなどの再編・充実に努め、利便性の向上を図ります。

②公共交通機関相互の連携強化

南海本線、JR阪和線、水間鉄道、路線バスなどの連携強化を促し、乗り継ぎ利便性の向上を図ります。

(2)港湾機能の充実

①海上交通の振興

関西国際空港や阪神高速道路湾岸線、阪和自動車道への接続利便性の良さを活かし、貨物船などによる海上輸送の拡充を図ります。

②物流拠点の強化

港湾施設、荷役設備などの充実を促進し、物流拠点としての機能強化を図ります。

3.住環境の整備

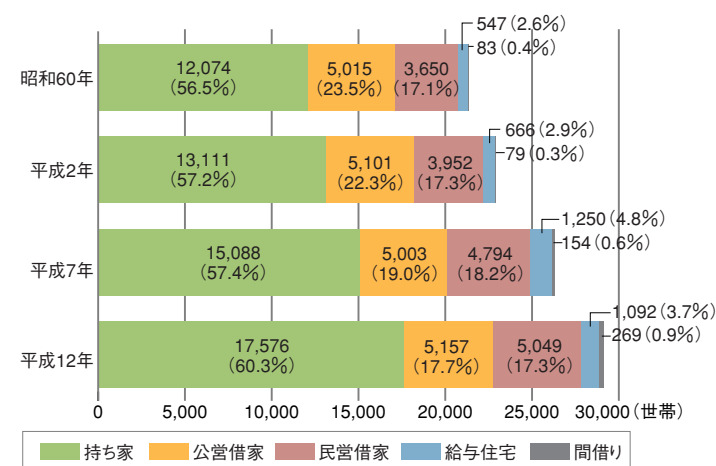
■現況と課題

住宅は、生活の拠点であると同時に、地域のコミュニティ*を形成する拠点となる場所でもあります。住宅やその周囲の住環境は、日常生活に大きく関わることから、良好な住宅の供給と快適な住環境の整備が求められています。

公営住宅については、居住水準の向上をめざして整備が進められてきましたが、建物の老朽化の進行や民間の住宅供給事情など、社会情勢の変化に伴い、統廃合や建て替えなどの対応が必要となっています。また、大阪府下平均の3.7%に対し、本市では12.6%と、府下で最も設置比率(平成15年現在:府営住宅管理戸数/推計世帯数)が高い府営住宅の環境改善が求められています。

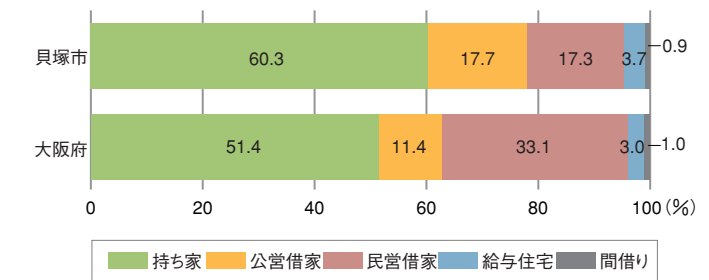
既成市街地の住環境については、老朽密集市街地や住工混在地区もみられるため、道路や公園といった公共施設の整備を進めるなどにより、住環境を改善することが必要です。

● 貝塚市における住宅所有形態の推移



資料:国勢調査(各年)

● 住宅の所有形態



資料:国勢調査(平成12年)

■めざす方向

快適な住環境の形成をめざして、良質な住宅の供給を促進するとともに、良好な市街地の整備を進めます。

■基本計画

(1)良質な住宅の供給

①良質な民間住宅の供給

民間住宅の開発に当たっては、開発者と十分協議を行い、良質な民間住宅の供給とともに、良好な住環境整備を促進します。

②公営住宅の計画的な整備の推進

市営住宅については、「貝塚市営住宅ストック総合活用計画」(平成15年3月策定)に基づいて、建替えなどの整備を推進します。

府営住宅については、府と協議を行いながら周辺環境も含めた住環境の改善に努めます。

(2)快適な住環境の形成

①良好な宅地供給の促進

良質で快適な住環境形成のため、東山丘陵地などにおける良好な住宅地の供給を促進します。

②既成市街地の環境改善

老朽住宅の密集市街地など、住環境の改善が必要な地区については、住民による主体的なまちづくりの取り組みを基本に、それぞれの地区にふさわしい方法を検討し、環境整備に努めます。

③新たな住宅地開発の指導

市街化区域内農地の宅地化など、新たな住宅地開発については、開発事業者との協議を行いながら、道路、公園などの都市基盤とあわせて、良好な開発を促進します。



東山丘陵地の開発イメージ

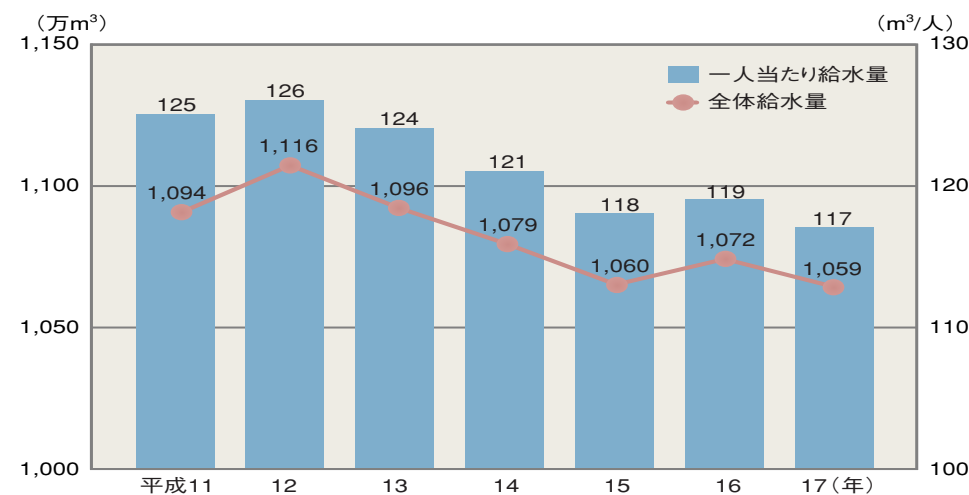
第2節 快適で安全な都市を支える 基盤整備の推進

1. 上水道の整備

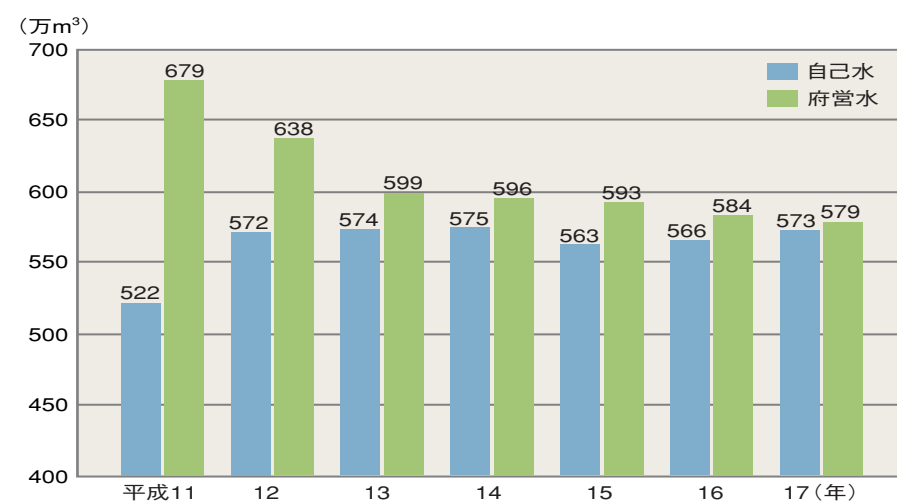
■現況と課題

本市の上水道事業は、普及率*が99.7%となっており、今後は、老朽化した施設・配水管の更新が最大の課題です。また、本市は、水源のおおむね1/2を自己水源により、残りを府営水道で賄っていますが、自己水源にかかる浄水場施設は老朽化が懸念されることから、今後、浄水場施設の更新を進めていく必要があります。

● 給水量の推移



● 水源別配水量の推移



「清浄にして、豊富低廉な水の供給」は、水道法の目的であり、その目的を達成するため、水質検査の強化などとともに、安定的な水の供給を目指し、「貝塚市上水道施設整備計画(アクア計画C-21)」(平成8年3月策定・平成15年度見直し)により、今後も災害に強い施設づくりを行っていく必要があります。

また、貝塚市の給水原価は、大阪府下各市に比べて安価であり、今後もこの状況を維持するため、引き続き水道事業の経営効率化を進める必要があります。

● 平成16年度各市給水原価

給水原価(1m³あたり) (府下平均181.88円)	貝塚市	岸和田市	泉大津市	泉佐野市	和泉市	泉南市
	155.90円	187.44円	180.15円	198.28円	176.48円	206.33円

(府下平均は、大阪市及び町村を除く府下32市平均)

■めざす方向

安全な水の安定的供給をめざして、上水道管理の効率化と充実を図るとともに、必要な水源の確保と災害に強い安定した給水体制をつくります。

■基本計画

(1) 水の安定供給と水源確保

① 水の安定供給と必要な水源確保

これまでの配水量の実績や今後の市民の生活スタイル、企業立地などによる産業用水需要の方向を検討するとともに、浄水場施設の更新を推進することにより自己水と府営水道による水源の二元化を維持し、将来の水需要に必要な水源を確保します。

② 災害に強い施設整備

災害時の生活用水確保のため、配水池の増強など、「貝塚市上水道施設整備計画(アクア計画C-21)」に基づく施設整備を完了させます。

③ 水資源の有効活用

水資源の有効活用を図るため、大規模施設における水の循環利用など、節水対策を促進するとともに、市民に対し節水意識の啓発を進めます。

(2) 上水道管理の効率化と充実

① 安全な水の供給

常に安全な水を供給するため、水質検査と災害時などの危機管理対策の強化に努めます。

② 計画的な維持管理

給水事業の効率性を高めるため、浄水施設の更新や老朽配水管の敷設替事業を計画的に推進します。

③ 安価な水の供給

合理的・効率的な運営を図るため、配水池の運転状況などの集中管理を引き続き行い、管理運営システムの高度化を推進します。また、業務管理や施設管理について一層の経費節減を図ります。



津田浄水場

2. 公共下水道の整備

■現況と課題

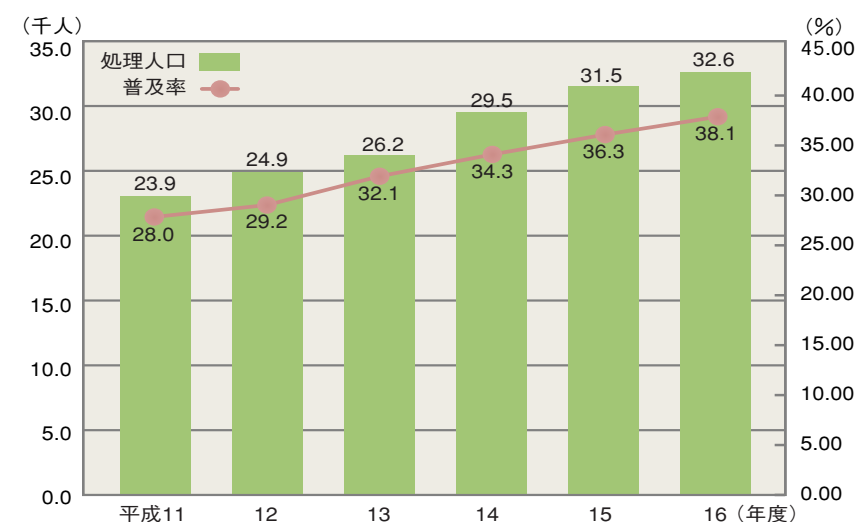
本市の公共下水道整備は、「第2次貝塚市中長期下水道整備計画」(平成11年12月策定)に基づき、事業認可区域*を1,264haとし、下水道普及率*の向上をめざして整備を進めてきましたが、厳しい財政状況のもと、平成17年(2005年)3月末現在の普及率は38.1%となっています。

下水道供用開始区域*にあっても、下水道に接続されていない家庭もあり、市民の理解を得ながら下水道への接続を推進していくことが必要です。また、既に整備された下水道については、今後、維持管理の必要性が増してきています。

地理的条件などから下水道整備に時間を要する状況のなか、市内全体の汚水対策を進めるため、合併処理浄化槽*の普及促進も併せて行うことが求められています。

下水道特別会計の収支は、大幅な収支不足を一般会計からの繰入金に頼っている状態であり、採算性の確保を図るため、整備計画や下水道使用料の設定について見直しを行う必要があります。

● 下水道処理能力(人口・普及率)の推移



■めざす方向

衛生的な都市環境の創造をめざして、効果的な下水道整備とともに合併処理浄化槽の普及を促進し、総合的な汚水処理対策を進めます。

■基本計画

(1) 下水道事業の推進

① 第2次中長期下水道整備計画の見直し

「第2次貝塚市中長期下水道整備計画」を見直し、投資効果の高い区域を優先した整備計画を作成し、事業を効果的に推進します。

② 供用開始区域における水洗化の促進

水洗化を促進するため、下水道接続の必要性を、広報紙やホームページなどにより周知し啓発に努めます。

③ 施設の計画的維持管理

整備済みの下水道管などの施設については、定期的な洗浄などにより適切な流量を維持し、長期にわたって利用できるよう計画的に維持管理を行います。

(2) 汚水処理対策の推進

市内全域での汚水処理対策のため、「貝塚市生活排水処理基本計画」(平成18年3月策定)により、下水道整備に時間を要する地域は、合併処理浄化槽*や農業集落排水施設の整備を促進し、総合的な汚水処理対策を進めます。

(3) 下水道特別会計の健全化

「第2次貝塚市中長期下水道整備計画」の見直しとともに、下水道整備にかかる経費について効率化を進め、計画的な起債の借入・償還を行います。また、水洗化の促進や下水道使用料の見直しにより、収支の改善に努めます。



南大阪湾流域下水道 中部水みらいセンター

3. 災害に強い社会基盤の整備

■現況と課題

未曾有の都市型大災害となった阪神淡路大震災以降、いつ起こり得るか分からない地震に対する人々の不安は増大しています。また、地震による直接的な被害だけでなく、近い将来発生が予測されている東南海・南海地震では、津波による被害も危惧されています。

地震や津波に対する都市防災機能を高めるため、建物の耐震化や、火災発生に備えた耐震性貯水槽、備蓄倉庫の整備、防潮堤や水門の強化が必要とされています。

台風や大雨による風水害への備えも重要です。老朽ため池の改修や河川整備などの雨水排水事業を順次計画的に行ってきましたが、今後も継続して整備を進め、水害対策を講じる必要があります。さらに、災害発生時には、水道・電気・ガスといったライフライン*の確保や、延焼防止・避難場所のためのオープンスペースが必要であり、こうした社会基盤の整備を進めていくことも重要な課題となっています。

■めざす方向

安心して安全に暮らせるまちの形成をめざして、災害に強い社会基盤の整備を進めます。

■基本計画

(1) 地震や津波に強い施設整備

① 公共施設の耐震化

防災拠点となる施設のうち、耐震基準を満たしていない施設の耐震化を推進します。

学校、幼稚園、保育所など教育・保育施設の耐震診断を進め、必要な耐震補強工事を計画的に実施します。

②防災施設の整備促進

津波対策として、防潮堤や水門の整備を関係機関に働きかけるとともに、水門の点検及び維持管理を適切に実施します。

避難生活や救援活動などを支える社会基盤として、道路・橋梁、防火水槽などの耐震補強を図るとともに、災害に強い水道施設の整備を推進します。

備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害時用ヘリポートなど、災害応急対策に必要な施設の整備を推進します。

(2)洪水や火災などに強い基盤整備

①総合的な治水対策

保水能力を持つ農地、ため池、緑地などの保全に努め、景観にも配慮した潤い空間として整備します。

河川や排水路の越流による道路冠水などを防止するため、雨水排水対策を推進します。

臨海部における低地浸水を防止するため、雨水ポンプ場などの排水施設の整備や維持管理に努めます。

公共施設における雨水利用や雨水浸透枳の設置に努めるとともに、家庭や事業所においても雨水利用を促進するなど、水害防止に有効な雨水対策を進めます。

②災害緩衝地帯の確保

避難場所に活用でき、延焼遮断効果も期待できる緩衝地帯として、公園などの整備を図るとともに、農地やため池をはじめオープンスペースの保全・確保に努めます。



二色の浜雨水ポンプ場

4. 人に優しい社会基盤づくり

■現況と課題

本市の公共施設は、建築以来相当年数を経過した建物が多く、障害者や高齢者などが安心して利用できる施設整備が十分とはいえない状況です。また、車椅子などの通行に支障となる、歩道の段差や障害物なども多く存在します。

環境負荷が少ない移動手段として、公共交通機関の利用促進が望まれており、同時に人に優しい環境づくりとして、鉄道駅や駅周辺施設、車両などのバリアフリー化の推進とともに、あらゆる人が利用しやすいユニバーサルデザイン*の導入が必要です。

■めざす方向

誰もが快適で利用しやすいまちの形成をめざして、人に優しい都市基盤の整備を進めます。

■基本計画

(1)バリアフリー*の推進

「ハートビル法*」、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、公共・民間施設のバリアフリー化を推進するとともに、「交通バリアフリー法*」に基づき、鉄道駅などについても関係機関との連携のもと、バリアフリー化を促進します。

(2)ユニバーサルデザインの導入

新たな都市基盤の整備にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、あらゆる人が利用しやすい施設・設備の整備に努めます。



タウンウォッチングでの車椅子体験

5. 情報通信基盤の整備

■現況と課題

本市は、ホームページを平成9年(1997年)10月に開設し、平成16年(2004年)には年間約14万2千件のアクセスを得る状況になっていますが、今後ますます内容や機能などの向上が求められています。また、携帯電話の普及により、その利便性を活かした情報発信内容の充実も求められています。さらに、インターネットによる情報化が進展するなか、公共施設で市民がパソコンを利用して必要な行政情報などを得ることのできる環境整備が課題となっています。

一方、情報化の進展によって、電子情報による連絡網の広域化が図られるなか、行政情報の保護対策の必要性が高くなっています。データの損、改ざん、漏洩などが発生した場合、行政事務の遂行や市民生活に多大な影響をおよぼす恐れがあることから、万全な安全対策が求められています。

LGWAN(地方行政機関を結ぶ総合行政ネットワーク)*など、国が推進する行政機関ネットワークの整備が進んでいますが、行政情報の漏洩対策とともに、効果的な運用方法の検討も必要となっています。

■めざす方向

行政情報の迅速な提供と情報保護対策の確立をめざして、ホームページなど情報環境の整備とともに、安全・安心な情報システムの運用を行います。

■基本計画

(1) 情報環境の整備と活用

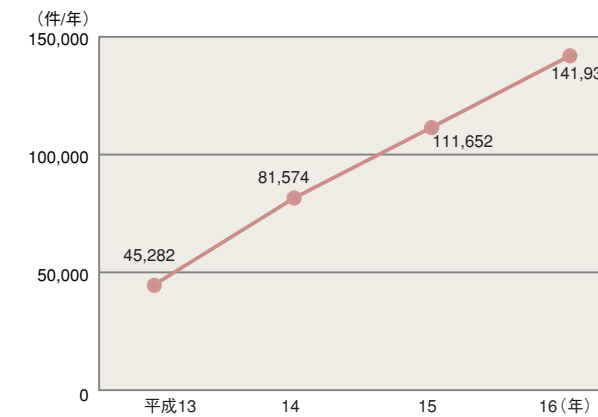
① 市のホームページの充実

行政情報の詳細・迅速な提供や情報公開を推進するため、ホームページの内容の充実を図ります。

● 貝塚市ホームページ開設以降の経過

平成 8年10月	インターネット初接続
平成 9年10月	「貝塚市ホームページ」開設
平成12年6月	「貝塚市ホームページ」リニューアル(1回目)
平成14年8月	住民基本台帳ネットワーク第1次サービス開始
平成15年4月	「貝塚市ホームページ」リニューアル(2回目)
平成15年8月	大阪府下全市町村が、一斉に総合行政ネットワーク(LGWAN)に接続 住民基本台帳ネットワーク第2次サービス開始
平成16年1月	公的個人認証サービス開始
平成17年5月	携帯端末版ホームページ「Mobileかいつか」の開設 図書館の蔵書検索システムの開始
平成17年10月	図書館の蔵書予約システムの開始

● 貝塚市ホームページアクセス数の推移



② インターネット活用の推進

公共施設において、インターネットを利用した行政情報の提供ができる方法を検討します。

資源節約のため、行政関係文書をはじめとして、インターネットなどの情報通信を活用したペーパーレス化*を進めます。

③ 携帯電話などを利用した行政・防災情報などの提供

携帯電話などの利便性を活かし、災害情報などの迅速な提供ができるよう、運用方法の検討を進めます。

④ 広域的な連携の推進

広域に亘る行政情報の効果的な発信を図るため、近隣市町との連携のもと、情報内容の充実に努めます。

(2) 安全・安心な運用

行政情報保護のため、職員の情報管理意識の徹底とともに、セキュリティ技術の向上を図ります。

LGWAN*や住民基本台帳ネットワークの運用に関しては、国のガイドラインなどに沿って適切・確実な運用を行います。

● 貝塚市ホームページのトップページ



第3節 道路の安全性と利便性の向上

■現況と課題

本市の道路体系は、阪神高速道路湾岸線、阪和自動車道、国道26号、国道170号などによって南北方向の広域道路体系が形成され、これと交差する東西方向の貝塚中央線が市内の骨格を形成していますが、さらなる道路体系の充実のため、泉州山手線などの都市計画道路の整備が引き続き求められています。また、道路整備の進展に伴い、道路・橋梁の老朽化も進んでおり、計画的な改修を行う必要があります。

歩道が未整備あるいは狭小な幹線道路や補助幹線道路もあり、段差のある歩道も多いため、歩行者や自転車の安全性の向上と、車椅子などの通行の円滑化が課題となっています。さらに、道路を単なる交通処理空間とみるのではなく、積極的に歩きたくなる道路づくり、環境や景観を重視した道路づくりなども求められています。

●道路延長・橋梁数・橋梁延長の推移

年度	道路延長	橋梁数	橋梁延長
平成11年度	272,583	157	3,742
12年度	276,832	158	4,240
13年度	281,487	159	4,246
14年度	281,064	158	4,431
15年度	283,431	160	4,432
16年度	286,988	161	4,469

単位:m

■めざす方向

幹線道路の渋滞解消や安全性の向上とともに、歩行者や自転車が利用しやすい道路環境をめざして、幹線道路における道路の円滑化や、生活道路における良好な交通環境づくりを進めます。

■基本計画

(1)道路交通の円滑化

①渋滞緩和と安全性の向上

幹線道路の渋滞緩和や安全性の向上を図るため、交差点における右折レーンの設置や信号改良など、効果の高い方策を関係機関と協議して進めます。

安全で安定した交通基盤の維持のため、既存の道路・橋梁について、効果的な維持補修と計画的な改修を図ります。

②道路体系の充実

市内の道路体系の充実にむけて、市内中央部における南北幹線道路となる泉州山手線をはじめとする都市計画道路の整備を促進します。

(2)良好な交通環境づくり

①歩行者の安全対策の推進

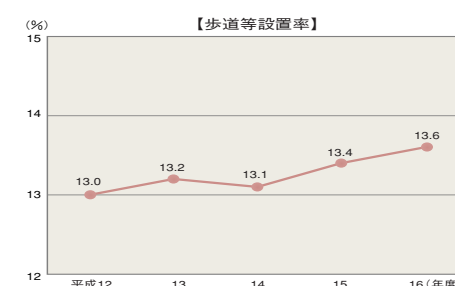
歩行者・自転車の安全を確保するため、幹線道路を中心に、歩道設置などの交通安全対策を関係機関と協議のうえ進めます。

②人にやさしい交通環境の整備

交通安全施設の整備に当たっては、段差の少ない歩道の設置など、車椅子などの通行に配慮した交通環境づくりを進めます。

環境重視・健康志向に配慮し、歩行者や自転車が安全に通行することのできる遊歩道などの整備に努めます。

●市道における歩道設置状況



第4節 美しく個性的なまちづくりの推進

■現況と課題

まちの景観は、人々の暮らし、地域の歴史、自然環境などにより形成され、生活環境を左右する大きな要素です。優れた景観は地域に暮らす人々に安らぎや充足感をもたらす、生活に潤いと季節感を与えてくれます。

本市は、和泉葛城山を背景とする山間部、田園空間が広がる丘陵部、白砂青松の二色の浜から大阪湾を望む臨海部など多彩な自然景観を有しています。また、近木川を中心として地域に多く点在するため池が創出する水辺空間、貝塚寺内町の町並みや水間寺周辺の風景に代表される歴史的景観も貝塚の景観の特色となっています。

今後は、行政だけではなく、市民一人ひとりが地域に形成されている景観に対する共通認識を持ち、暮らしやすい、美しい景観を守っていく必要があります。また、公園・緑地の整備については、「貝塚市緑の基本計画」(平成12年8月策定)に基づき、計画的かつ総合的な整備を推進していく必要があります。都市公園*については、これまでに水間公園、福田公園、市民の森など16カ所の整備を行いました。今後も公園面積の拡充とともに年次的な補修を行っていく必要があります。

●公園設置の状況(平成17年3月末現在)

	園数	面積(m ²)
住区基幹公園*	5	91,000
都市基幹公園*	1	400,000
その他の公園	17	108,736
児童公園	124	43,057
合計	147	642,793

■めざす方向

まちが緑に包まれ、良好な町並みが形成されているとともに、潤いとやすらぎを感じる空間が身近に整っている都市環境をめざして、水辺空間や公園・緑地の整備に努め、魅力ある景観の創出を市民参加で進めます。

■基本計画

(1)町並み及び歴史的景観の保全と整備

①良好な市街地景観の形成

公共建築物をはじめ、道路や街路樹などの整備にあたっては、大阪府景観条例(平成10年)に基づき、周囲の景観に配慮し、良好な市街地景観の形成を図ります。

市民や市民団体、事業所と協働のもと、街路清掃などを促進し、清潔な町並みづくりを進めるとともに、景観を阻害する違法広告物などの防止や撤去に努めます。

②歴史的景観の保全・整備

国の登録文化財を含む貝塚寺内町の町並み、水間寺周辺の風景など貴重な歴史的景観について、市民との協働を基本として保全と整備に努めます。

(2)公園・緑地と水辺景観の整備・創出

①公園・緑地の整備

市街地における緑とやすらぎ空間の増大をめざして、都市公園*の整備を引き続き推進するとともに、既存の公園・児童遊園の適切な維持管理を行います。

「貝塚市緑の基本計画」に基づき、緑地の保全を図るとともに川沿いや道路などの緑化を推進し、緑のネットワーク化を進めます。

● 公共施設の緑化目標

対象	目標
道路	・緑化延長を20km(現況9.9km)に増やす ・楽しく歩ける歩行空間づくりをすすめる
河川	・親水空間の整備をすすめる ・緑道の整備をすすめる
供給処理施設	・緑被率を30%(現況24.0%)に増やす
公営住宅	・緑被率を30%(現況10.3%)に増やす
官公庁施設、教育文化施設、社会福祉・医療施設等	・緑被率を20%(現況14.4%)に増やす

出典:「貝塚市緑の基本計画」(平成12年8月)

②水辺景観の整備と美化

河川改修にあたっては、府と調整を図り、親水性を活かした整備に努めます。また、河川の美化については市民協働による取り組みを進めます。

ため池は、地域の景観としても優良な水辺空間であるため、農業者だけでなく、地域住民の理解と協力を得ながら景観整備を促進します。



水間公園

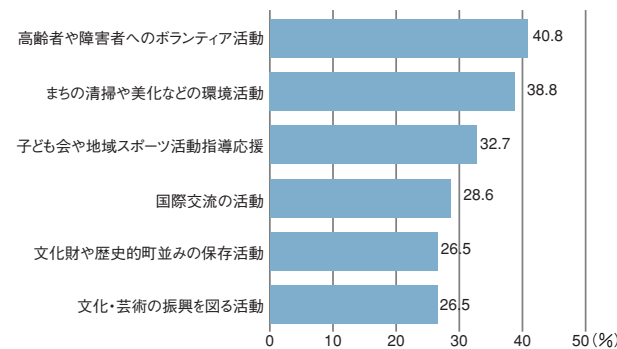
(3)市民参加による魅力ある景観の創出

市民の景観づくりに対する意識を高め、町並みに合わせた生垣や道路に面した庭の植栽などにより、地域ぐるみでの魅力ある景観の創造を促進します。

市民に親しまれる景観づくりのための制度や仕組みに関する情報の提供とともに、アドプト制度*を活用した地域での取り組みなど、暮らしに密着した景観形成活動の支援に努め、美しい町並みの創出を図ります。

● 中学生アンケートの結果

まちづくりに参加したい内容(複数回答)件数=49



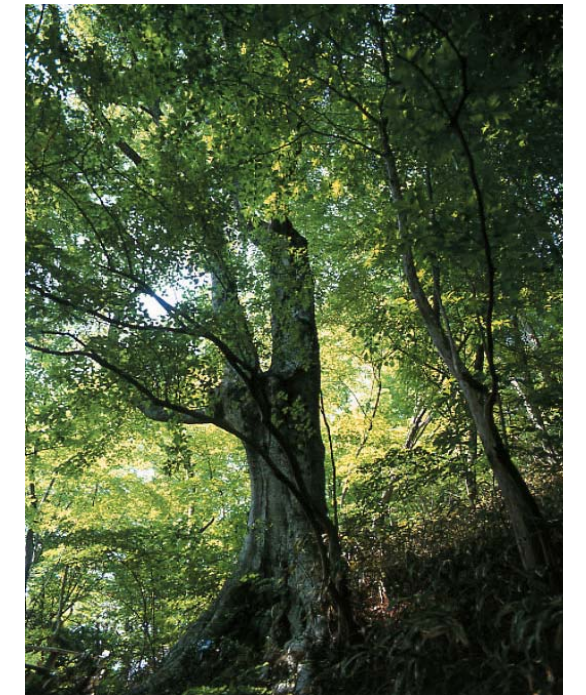
寺内町の町並み

第5節 美しい自然環境の保護

■ 現況と課題

本市は、海と山と田園・丘陵地帯を併せ持ち、海浜部においては、潮干狩や海水浴で多くの人が訪れる二色の浜、また、山間部では国の天然記念物である和泉葛城山のブナ林など豊かな自然環境に恵まれています。

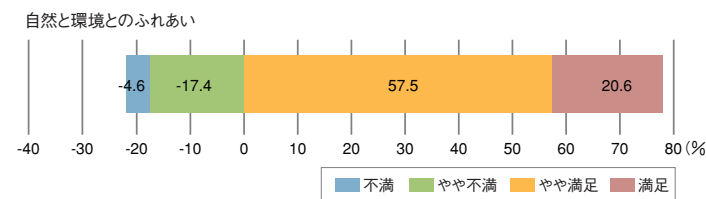
自然環境とのふれあいについて、市民アンケートでは、満足・やや満足といった評価が8割近くに達しています。一方で、中学生アンケートでは、満足・やや満足の合計で約6割と評価が低い傾向にあり、今後は、環境教育などを通じ、その価値を伝え、地域の自然環境や資源を次世代に引き継いでいく必要があります。



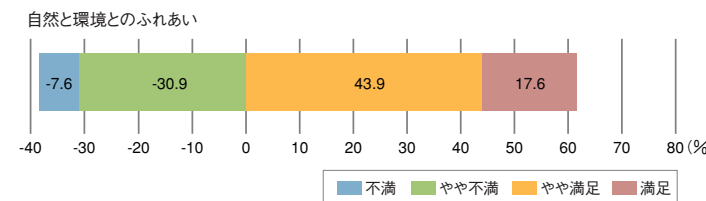
和泉葛城山のブナ林

自然遊学館においては、貝塚の自然の常設展示や環境調査事業のほか、自然体験学習会を開催しており、活動への参加希望者は年々増えつつあります。また、近木川の保全活動として、流域の学校の教師などが主体となった「近木っ子会議*」や、子どもが中心となった「近木っ子探検隊*」による熱心な活動が展開され、市民意識の向上にもつながっていますが、今後さらに企画内容を充実することにより、環境保全に対する市民意識をより高めていくことが求められています。

[市民アンケートの結果]



[中学生アンケートの結果]



● 自然遊学館入館者数の推移

年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
入館者数	75,886	71,391	63,330	74,083	65,904

■ めざす方向

美しい自然環境を次世代に引き継ぐため、自然保護についての市民意識の向上を図り、市民との協働により自然環境の保護に努めます。



葛城山クリーンハイキング

■基本計画

(1)市民との協働による自然環境保護と活用

①市民活動の促進

自然遊学館の事業をはじめ、子どもから高齢者までの活動を展開することにより、市民との協働による環境保護の取り組みを拡大します。

自然を活かした学習活動や清掃活動など、地域で環境保護活動を行う人材の育成と活動支援を進めます。

川や海の水質浄化をめざし、下水道整備の推進、合併処理浄化槽*の普及促進とともに、市民啓発により家庭排水の改善を促進するなど、川の水質改善に取り組みます。

継続的で活発な河川環境の保全活動を進めるため、「近木っ子会議*」や「近木っ子探検隊*」活動の充実発展とともに、新たな市民活動の拡充を促進します。

近木川に関する府の自然再生事業*と連携し、市民の環境保護・創造活動をサポートするとともに、子どもたちのワークショップ*など、子どもの参画を進めながら近木川をはじめとする河川の自然再生に取り組みます。

②情報の発信

地域が保有する自然の素晴らしさや、身近な自然環境に関する情報を積極的に発信し、自然保護意識の向上に努めます。

(2)地域に応じた自然環境の保護と啓発

①地域に応じた自然環境の保護

臨海都市、田園・丘陵市街地、山麓・林間交流のそれぞれのゾーンの方向性に沿った自然環境の保護を図ります。特に山麓・林間交流ゾーンについては、優れた自然環境の保護に努めます。

国立千石荘病院跡地周辺地域について、関係機関などとの協議のもと、自然環境や歴史遺産の保護に努めます。

②環境教育の推進

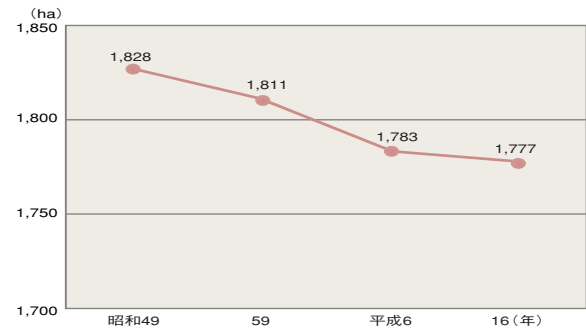
自然保護に対する市民の理解を深めるため、貝塚の自然を舞台にした体験学習など、環境教育を一層推進します。

学校教育においても、身近な自然や環境保護についての教育に積極的に取り組みます。

③森林環境の保全

市域面積の4割を占める森林を市民共通の財産として次代に継承していくため、間伐や下草刈りなど、森林の保全を市民との協働により進めます。

●貝塚市における林野面積の推移



資料:大阪府環境農林水産部緑整備室

第6節 環境に対する負荷の抑制

1.ごみ処理とリサイクル

■現況と課題

本市のごみ収集量は、人口増加などを背景に、増加を続けていましたが、ごみの減量化や再資源化の促進などにより、平成14年(2002年)の48,987tをピークに、平成16年(2004年)には40,713tとなり、2年間で8,274t、率にして約17%減少しています。

家庭系のごみについては、一層の減量化に向けて、過剰包装の商品などを買わないための動機付け・啓発が求められています。また、事業系のごみについては、家庭系ごみに比べ排出量の減少幅が少なく、事業系ごみの減量化がこれからの課題となっています。

最終処分場の処理能力や地球温暖化*など環境への影響が懸念されているなか、大量消費・大量排出社会から循環型社会への転換を図り、ごみの減量化を進めるためには、使い捨てるなどの市民への啓発とともに、分別収集、リサイクルを推進していくことが重要です。

さらに、ごみ焼却工場の老朽化による建替えのため、今後、建設負担金の増大が見込まれており、廃棄物処理業務の効率化とともに、ごみ処理にかかる適正な費用負担のあり方が課題となっています。

ごみの収集については、プラスチックごみなど資源ごみの適正な収集方法・回数などを検討する必要があります。また、テレビ、冷蔵庫、エアコンなど、リサイクルが義務付けられた廃家電品*について、正しい処分方法の周知とともに、粗大ごみなどが不当に廃棄されない環境づくりを進める必要があります。

■めざす方向

ごみ処理による環境負荷の軽減をめざして、市民との協働によって、ごみの発生抑制及び再利用・再資源化を推進するとともに、廃棄物処理体制の充実と効率化を図ります。

■基本計画

(1)ごみの減量と再利用・再資源化の推進

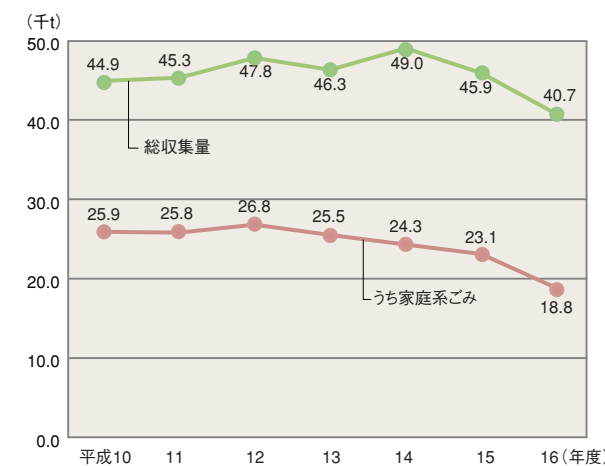
①ごみの発生抑制

市民の主体的な行動によりごみの発生を抑制するため、ごみとなる包装が少ない商品の選択や買い物袋の持参などについて啓発を進め、環境意識の向上に努めます。

家庭での生ごみ抑制方法などの情報提供とともに、コンポスト*貸し出しのPR、生ごみ処理機購入補助などの充実を図り、生ごみの減量を促進します。

事業系一般廃棄物については、事業者への指導・助言などを通じて、減量と分別の徹底に向けての啓発を行います。

●一般廃棄物収集状況





ごみの分別収集パンフレット

②再利用・再資源化の推進

資源ごみについては、リサイクルに適した方法を見極めながら、できるだけ効率のよい分別方法を検討するとともに、市民に分別徹底の協力を求めています。

地域での資源ごみ回収活動を引き続き支援するとともに、廃棄物減量等推進員*の活動の活性化を促進します。

リサイクルが義務付けられた廃家電品*などの処分について、適正な方法の周知と市民への啓発を図るとともに、監視体制を強化するなど不法投棄の防止に努めます。

(2)ごみ処理体制の充実

①ごみ処理体制の充実と効率化

合理的なごみの処分・リサイクルに向けて、岸和田市貝塚市清掃施設組合*の新工場及びリサイクルプラザの建設を進め、施設・設備の充実を図ります。

家庭ごみ・資源ごみの収集回数や方法を適宜見直すなど、効果的なごみ収集・リサイクル推進体制の検討を進めます。

ごみの減量化をめざし、ごみ処理費用の市民負担のあり方を検討すると同時に、ごみ収集・ごみ処理業務の効率化を図ります。

②安全性の確保と環境への配慮

ごみ処理に伴い発生する排出ガス・焼却灰・汚泥からの有害物質排除を安全かつ適正に行うなど環境への配慮に努めるとともに、ごみ焼却により発生する熱エネルギーの有効利用について検討を進めます。



岸和田市貝塚市清掃施設組合クリーンセンター

2.環境保全

■現況と課題

近年、地球温暖化*など地球規模での環境問題が顕著となり、人々の環境に対する意識が高まっています。平成17年(2005年)には京都議定書*が発効し、地球温暖化対策として国レベルにおいて二酸化炭素などの温室効果ガス*の削減がルール化されたことに伴い、わが国では平成24年(2012年)までに、平成2年(1990年)の排出レベルから6%の削減が必要となりました。このため、地方自治体においても温室効果ガスの削減計画策定が義務付けられ、今後は具体的な削減に向けた取り組みが求められています。地球環境保全のために、行政や事業所をはじめ、市民一人ひとりが省資源・省エネルギーに取り組む必要があります。

また、市民による地域環境保全の取り組みとして、カンカンピックアップ運動*、町会の環境美



カンカンピックアップ運動

化活動などが行われていますが、身近な生活環境や都市環境から地球環境まで、より質の高い環境保全の意識づくりのために、今後も市民協働のもと、多面的できめ細かい対策を進めていく必要があります。

● 国内各温室効果ガスの排出量の推移

	GWP ^{注)}	京都議定書の基準年	平成2年(1990年)	平成7年(1995年)	平成12年(2000年)	平成13年(2001年)	平成14年(2002年)
二酸化炭素(CO ₂)	1	1,122.3	1,122.3	1,213.1	1,239.0	1,213.8	1,247.6
メタン(CH ₄)	21	24.7	24.7	23.3	20.7	20.2	19.5
一酸化二窒素(N ₂ O)	310	40.2	40.2	40.8	37.8	35.1	35.4
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	HFC-134a: 1,300など	20.2	—	20.2	18.6	15.9	13.3
パーフルオロカーボン類(PFCs)	PFC-14: 6,500など	12.6	—	12.6	13.9	11.7	9.6
六ふっ化硫黄(SF ₆)	23,900	16.9	—	16.9	6.8	5.7	5.3
計		1,236.9	1,187.2	1,326.9	1,336.7	1,302.3	1,330.8

出典:環境省地球環境局地球温暖化対策課「地球環境保全に関する関係閣僚会議(2004年5月)」資料
注) GWP=地球温暖化係数(Global Warming Potential)のこと。個々の温室効果ガスの地球温暖化に対する効果を、その持続時間も加味して、二酸化炭素の効果に対して相対的に表す指標。同一重量にしてメタンは二酸化炭素の約21倍、亜酸化窒素は約310倍、フロン類は数百~数千倍となる。

■めざす方向

持続可能な都市*環境と美しい地球環境を次代に引き継ぐため、市民や事業所との協働のもと、地域環境と地球環境の保全に取り組みます。

■基本計画

(1)地域環境保全への取組み

①環境教育・啓発活動の推進

家庭で実践できる環境保護や公害軽減の正しい情報を市民に提供するなど、身近な環境保護意識の啓発に努めます。

学校における環境教育や市民への環境問題啓発活動の実施を進めるとともに、クリーンキャンペーン*など市民が主体となった環境活動の積極的な取り組みを促進します。

ごみの投げ捨てや放置、不法投棄防止のため、市民への啓発の充実や警告看板の設置などの対策を進めるとともに、夜間パトロールなど監視の強化に努めます。

②協働による環境保全

市民・事業者・行政が連携し、環境保全活動におけるパートナーシップ*を確立するため、それぞれの立場で効果的な活動を行う方策を検討します。

エコマーク商品*など、環境に優しい商品の選択や購入に関する情報提供に努めるとともに、再利用品の活用など、環境保護につながる市民の取り組みを支援します。

(2)地球環境保全への取組み

①温室効果ガスの削減

京都議定書*で決められた平成24年(2012年)までの日本における温室効果ガス*6%削減に向け、地域における計画策定を進めるとともに、市民一人ひとりが行うべき取り組みを周知し、市民との協働による温室効果ガス削減を推進します。

②省資源化の推進

行政関係機関において、低公害・低燃費自動車や省エネルギー・エネルギー再利用システムの導入に努めるとともに、企業などに対しても導入を促進していきます。

3.公害防止

■現況と課題

本市における公害の現況は、公害関係法令による規制基準の強化及び公害対策の推進により、工場や事業所からの発生は相当の改善がみられますが、自動車公害や多様化する市民生活に起因する公害問題の比重が高まっています。

自動車公害対策については、窒素酸化物(NOx)や浮遊粒子状物質(PM)を削減するため、平成13年(2001年)に「自動車NOx・PM法」が改正され、平成15年(2003年)には大阪府内関係団体により、NOx・PM削減に取り組むための広域的な対策が進められています。

また、本市では、自動車排出ガス街頭検査を実施し、排出ガス抑制の指導・啓発に取り組んでいます。

自動車交通量の増加に伴う幹線道路の沿道騒音については、環境基準を上回っている地点があり、改善に向けた取り組みが必要となっています。

■めざす方向

公害の軽減と発生防止をめざして、市民協働による公害防止活動に取り組みます。

■基本計画

(1)公害防止対策の推進

①公害監視活動の強化

廃棄物の不法投棄や野焼き、未処理排水の垂れ流しなどについて、関係機関の協力のもと、監視の強化を図ります。

②実態把握と指導の推進

河川の水質汚濁については、河川に流れ込む家庭排水の浄化を促すとともに、工場排水などについても実態把握と適正処理に向けての指導に努めます。

騒音対策については、道路などの騒音について実態把握に努め、道路環境の改善など騒音軽減に向けた方策を進めるほか、深夜騒音発生源への指導など警察等関係機関と協力した取り組みを進めます。

(2)市民協働による公害防止

①自動車排出ガスの削減

自動車排出ガスについては、定期的な測定などにより監視を行う一方、排出ガス削減のために、公共交通機関や自転車の利用を促進します。また、アイドリングストップ*の奨励など、関係機関の協力を得ながら排出ガスを低減させる取り組みを進めます。

②地域連携による公害の未然防止

騒音など近隣公害の未然防止に向け、市民相互の理解を深めるため、地域連携を促進し、公害防止や環境保全意識の向上に努めます。

● 公害苦情件数及び処理件数の推移

年次	受理件数								総数	処理件数
	騒音	振動	水質汚濁	大気汚染	悪臭	雑草	廃棄物	その他		
平成11年	16	1	3	30	13	20	3	4	90	88
12年	19	2	7	23	8	27	6	6	98	97
13年	13	2	10	13	25	20	17	44	144	144
14年	23	3	21	42	20	28	184	50	371	369
15年	16	3	20	34	24	23	248	57	425	422
16年	31	3	27	47	35	22	282	37	484	483